

## 平成21年度補正予算編成要領

我が国経済は、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くという経済の「底割れ」のリスクが急速に高まってきた。このところ、一部の指標で下げ止まりの兆しも見られるが、府内経済においては、生産面では、生産指数の低下、所定外労働時間の減少、雇用面では、求人倍率の低下、完全失業率の上昇など、景気は急速な悪化が続いている。

政府においては、国民生活を取り巻く社会経済情勢の深刻な悪化に対応するため、昨年夏以来、数次にわたる対策を講じてきており、さらに今般、景気の底割れ回避と日本経済の構造的な脆弱性の克服を図るため「経済危機対策」を策定し、これに関連する政府補正予算が成立したところである。

本府としても、政府において対策が講じられる趣旨を踏まえ、また、事業の実施に伴う地方負担に対して地方財政措置が講じられることも考慮して、財政再建プログラム案に掲げた「収入の範囲内で予算を組む」、「将来的にも財政健全化団体にならない」という目標を達成するため財政規律を堅持しつつも、可能な限りの対策を講じる必要がある。

こうした状況や今般の新型インフルエンザの府内における状況に鑑み、先般5月補正予算を編成したところであるが、国が講じる施策の内容が明らかになったもの等で、本府として緊急に措置すべきものについては、引き続き迅速な対応を図ることとし、下記の諸点に留意しつつ、補正を行うこととする。

### 記

#### 1 迅速な対応

「経済危機対策」の具体的な内容について情報収集に努め、追加的な対策が緊急に必要で、予算として具体化が可能なものについて、要求すること。

なお、当初予算で措置した施策を十分活用し、既定経費で対応できるものについては、補正を待つことなく迅速な実施を図ること。

## 2 施策の重点化

- (1) 当初予算編成時と同様の視点で施策効果を見極め、府自らの主体的な判断によって、事業選択を行うこと。

なお、事業の選択に当たっては、「大阪府の経済対策の基本的考え方(案)」（別紙）を踏まえ、雇用などのセーフティネットとともに、「将来ビジョン・大阪」の枠組みの中で、“安全・安心”や“教育・日本一”をめざす取組み、さらには“新エネルギー都市”の実現など大阪の強みを活かした新たな成長への呼び水策の取組みに留意すること。

とりわけ、教育や子育て、医療や介護などの分野における人材やサービスの量と質の両面からの確保、障がい者の雇用や就業機会の確保などの取組みに留意すること。

- (2) 府政の喫緊の課題に対応するため来年度以降に実施を予定している事業であって、「経済危機対策」の中で講じられる交付金等の活用によって前倒し実施が可能なものについては、積極的な活用を検討すること。

## 3 財政規律の堅持

「経済危機対策」の中で講じられる交付金等は臨時特例の措置であり、「粗い試算」で示すとおり、府財政の収支見通しが大変厳しい状況であることを踏まえ、後年度負担が発生するものについては、適切に見通しを立てた上で、実施の検討を行うこと。